

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和3年度第1回芦屋市社会福祉審議会		
日時	令和3年11月19日(金) 午後2時～午後4時		
場所	芦屋市役所 南館4階 大会議室		
出席者	会長 佐々木 勝一 副会長 平野 隆之 委員 小野セレストア摩耶, 澤田 喜博, 松木 義昭, 田原 俊彦, 田中 隆子, 安達 昌宏, 東郷 明子, 杉田 俱子, 辻原 永子, 納谷 周吾, 谷 仁, 桑田 敬司, 橋野 浩美, 佐藤 アケミ, 佐藤 徳治, 中山 裕雅 欠席委員 佐瀬 美恵子, 針山 大輔, 大嶋 三郎, 谷口 稔彦		
事務局	福祉部地域福祉課	課長	山川 尚佳
	〃	主幹	吉川 里香
	〃	係長	阿南 尚子
	〃	課員	梅木 佳奈
	〃	課員	梅林 健祐
会議の公開	■ 公開		
傍聴者数	2 人		

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

ア 第4次芦屋市地域福祉計画素案について

イ その他

2 提出資料

資料 1 第4次芦屋市地域福祉計画(素案)

当日資料 3つの推進目標(I~III)と20施策(①~⑳)の関係図

3 審議内容

(1) 開 会

(会議の成立)開会時点で委員総数22人中18人の出席により成立

(2) 議 事

<佐々木会長>

それでは、第1回芦屋市社会福祉審議会を始めます。まず、第4次芦屋市地域福祉計画素案について、事務局より説明いただきたいと思います。

ア 第4次芦屋市地域福祉計画素案について

<事務局：阿南>

前回の社会福祉審議会では、検討チームを設置するため要領の改正についてご審議いただきました。そこからおよそ1年、地域福祉部会等で議論を重ね、今の素案ができました。

第4次地域福祉計画は、現行の計画に比べてページが多くなっています。理由としては、社会福祉法の改正で計画の中に包括的な支援体制づくりの記載が求められている点がひとつ。また、今までの地域福祉計画は、行動計画ではなく理念計画のような位置づけでした

が、今回はより具体的な記載を心がけて策定している点もあります。連携・協働する関係機関や所管課を見える化し、具体的な取組を社会福祉協議会と協議して記載するなどの工夫をしたり、住民の自主的な活動を意識したりして記載しています。また、芦屋のまちづくりを広げていくために、市内の事業者、企業、商店街や若い世代へのアプローチに対する仕掛けについて考えるような施策展開になっており、今後計画をどのように実行に移していくかが重要になってきます。計画の進捗管理や評価がしやすいよう具体的な施策を記載しました。

次に、今回は策定委員会ではなく、社会福祉審議会地域福祉部会が計画策定を協議していることが大きく変わっています。また、前回は市民会議での意見を題材として施策を検討しましたが、今回はそちらと検討チームでの意見も施策に反映させました。検討チームでは、有志の市民や地域福祉活動者、福祉専門職、行政職員が参加し、芦屋に必要なことなどを複数回協議しました。

芦屋市は地域共生社会に向けて、来年度より重層的支援体制整備事業を本格的に推進していきます。事業の実施を見据え、本計画の策定に取り組んできた経過もご紹介します。

計画は第1章から第5章と資料編の構成になります。第1章では、計画策定の背景を中心に記載しています。「ちいき」の力をあわせて、わたしたちの「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせをつくることという、地域福祉そのものを冒頭で解説しています。

続いて、社会情勢や社会福祉法の改正について記載しています。住民が抱える課題が複雑化、複合化していることで、単独の制度のみでは対応が難しくなっています。支援する側も協働して取り組む必要があるということと、社会福祉法の改正についても説明し、地域共生社会に向けての国の動向や取組を紹介しています。

3ページは重層的支援体制整備事業についてです。新しい事業とは捉えておらず、今まで市として取り組んできたことに加えて狭間支援にも注力し、本市をより良くするための地域づくりをみんなで考えていくといった内容になっています。中段以降は、「成年後見制度利用促進計画」や「再犯防止推進計画」を地域福祉計画の中に入れて策定していくことを記載しています。

4ページでは計画策定の趣旨を4つ取り上げています。

5ページでは計画の位置付けを記載しています。他計画との関係は、芦屋市総合計画のもと、保健福祉のマスタープランとして関連する各分野別の計画と連動させて計画を推進していきます。社会福祉協議会の地域づくりの力は必要不可欠であり、社会福祉協議会の地域福祉推進計画と協働して取り組んでいきたいと考えています。

計画の期間は令和4年度から令和8年度の5年間です。今後はパブリックコメントの手続きを踏んで策定を進めていきます。

第2章では、人口の動向や介護認定者の状況、障がいのある人の状況などの芦屋市の基本的な状況を掲載しています。

第3章では、計画の目指す方向として基本理念を最初に記載しています。

16ページでは基本理念のもと重層的支援体制整備事業を推進していくことを踏まえ、3つの推進目標を掲げています。推進目標1で「多様な機関と市が協働し地域共生を進めます」とあるように、制度の狭間の支援により手が届くように、様々な機関が力を合わせて相談を受け止め参加につなげていきます。推進目標2の「地域の力を合わせて多様な参加の場をつくります」というのは、皆さんが行くことができる場所、居心地がいい場所は多くあるに越したことはありません。市民会議でも、居場所を望む声が多くありました。推進目標2ではそういったことに対して取り組んでいきます。推進目標3の「様々な分野や世代が参加する共生のまちづくりを進めます」は、みんなで芦屋市をよくしていきたいという想いのもとで誕生しました。「福祉の分野を超え、様々な世代が地域福祉に関心を持つためには」ということを考える内容となっています。

18, 19ページでは、3つの推進目標を誰が主体的に行うのかを整理し、AからDの方向性を示しています。19ページの図を見ていただくと、イメージをつかみやすいと思います。

推進目標1につながっているのがAの項目で、市が主体となって取り組みます。推進目標2はBとCにつながっています。Bは公民が一緒に、Cは市民が中心となって既にある活動や取組をさらに盛り上げていくことを記載しています。推進目標3がDとつながっており、みんなで取り組んでいく内容です。仕組みづくりは行政等が中心になりますが、まちづくりはみんなで広げていきたいと考えています。

次のページは、当日資料が入る予定です。第4章での全20施策と3つの推進目標がどのように関連しているかを表した図です。また、重層的支援体制整備事業も考慮し、みんなで取り組む地域福祉から行政主導の多機関協働推進までを表す図にもなっています。

第4章では、1から20の施策の紹介です。23ページでは、「A地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備」と関連する1から5までの施策を記載しています。施策2は「成年後見制度利用促進計画」と位置付けています。計画の作りとしては、現状、課題を記載し、取組の推進方針で具体的に何を行うのかを表記し、最後に会議等での施策に関連する意見をまとめています。34ページは、Aの推進のために連携する所管課の一覧です。協働の体制を明確にし、各課への意識づけのためにも掲載しています。

35ページからは、「B公民協働による地域福祉プログラムの展開」で、施策6から10が該当します。同様に47ページからC、Dと続いています。施策18では、災害に強い安全・安心なまちづくりの推進について取り上げており、「再犯防止推進計画」を包含しています。67ページの下部の図は最新データを更新し、記載を改める予定です。

第5章では計画の推進体制、進行管理・評価について記載しています。計画の推進体制としては、行政に加え社会福祉協議会や専門職、様々な人と推進したいと考えています。計画の進行管理・評価については、現在国で評価指標などを検討していると聞いていますので、随時修正を加えていきたいと考えています。

74ページ以降は資料編です。関係法令や策定までの流れ等を掲載しています。最後の用語の説明は、もう少し精査して更新させていただきます。

<佐々木会長>

ありがとうございました。第4次地域福祉計画の素案は、社会福祉審議会地域福祉部会での協議を経て、現在の資料となっています。地域福祉部会部会長である平野副会長より補足説明をいただきたいと思います。

<平野副会長>

事務局からは全体的な説明が中心でしたので、個々の施策説明や考え方を示したいと思います。まず、資料1の19ページが計画の体系、当日資料が計画の全体図です。

計画の策定過程で用語が専門的で難しいという意見がありました。国の施策等との整合性を図るために、用語が政策的・専門的な表現となっています。

19ページは計画の体系ですが、18ページに詳しい記載があります。Aは行政が中心となる取組であり、丸囲みで「市が中心となって」とわかりやすく記載されています。行政の計画は、行政が主語となっている記載が一般的です。しかし、今回は議論を経てそれぞれの主体を明確にし、主体別に記載していることをご理解いただければと思います。

Bは社会福祉法人や民間事業者の記載があり、公民が連携して実施していくという内容です。Cが市民などの自発的な活動を中心に記載しているのに対して、Bは具体的な事業を展開していく意味で、施策名の多くをプログラムと表記しています。プログラムの記載についても地域福祉部会で議論がありました。今回は事業や活動と区別する意味で、BとCを分けています。Bは事業の中でも施策6で拠点に注目しており、また施策7では就労に力点を置いています。それぞれに特徴のあるプログラムです。

Cは市民が主体となって活動を推進し、主に社会福祉協議会が中心となりバックアップを担います。Bもそういった性格があり、社会福祉協議会で策定している地域福祉推進計画がBとCを支える位置づけです。施策15は、社会福祉協議会による活動支援を行政としてもバックアップしたい取組です。

計画全体を見ると、行政福祉という分野を超えて、公民、市民、まちづくりをどう結び付けていくのかという推進の方向で区別しています。Dでは「まちづくり」という記載が多くあり、非常に大きな課題を取り上げています。施策18では災害について、施策19ではまちづくりのための福祉人材について提起しています。また、施策20では総合計画でも課題となっている人口減少に触れています。

多面的な課題に触れているため項目数が多く、AからDにおいて様々な形で関わり方が異なっています。それを区別し、全体的にバックアップすることが、行政の大きな課題であると考えています。

また、重層的支援体制整備事業は難しい内容です。3ページでは、2022年から芦屋市が本格的に取り組んでいく記載があります。属性を問わない相談支援、多様な場での参加支援、福祉も地域づくりを進めていくという3本柱を一体的に実施することが大きな課題となっています。

「相談」、「参加」、「地域づくり」の3つの用語を意識して19ページを見ると、「相談」はAに記載があります。推進目標1-2では、相談だけに留めず、参加につなげることを目標に設定しています。推進目標2では、参加を多様な形で充実させることを挙げています。推進目標3では、地域づくりやまちづくりに重点を置いています。相談だけを強化するのではなく、参加という出口支援の解決方法を設定し、相談を強化する方針を示しています。地域づくりを視野に入れ、国の新しい政策や動向を踏まえた計画策定となっています。

現状は用語等の不十分な部分があるかと思いますが、AからDの4つの項目に分けて策定してきたことが大きなポイントです。

<佐々木会長>

本日は、議題が第4次地域福祉計画の素案についてのみであり、委員一人ひとりそれぞれのお立場からご意見をいただきたいと思っています。

<小野委員>

私の専門は子育て支援です。子育て世代も含めた市民が、地域福祉にもっと参加する必要があると思っています。どのように工夫すると参加するのか、また参加してもらえるのかということを常に考えています。

子どもが小学校に入学すると、地域の会などに参加し地域について知る機会があります。しかし、就学前の子どもの保護者がどの程度地域福祉計画を知っているのか気になります。

保育園などで子育てに関する資料は置いてありますが、福祉計画などの資料は見受けられません。保護者たちは地域福祉計画を知らないと思います。せっかくの機会ですので、小さな子どもがいる家庭にもわかりやすい資料などで啓発できる方法があればいいと思いました。教育施設等でも、見ることができるといいと思います。

<事務局：山川>

わかりやすい資料として概要版を、地域福祉部会委員と社会福祉協議会や市の若手職員で作成しています。そういった資料を活用して、普及・啓発していきたいと思っています。

また、施策12の地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進の一つに、幼稚園に働きかけ、子どもと保護者に対して福祉を広げていく活動を考えています。

<澤田委員>

医療職の立場では、健康づくりが中心になります。少子高齢化の中で、子どもを育てやすい環境を社会全体で作っていくことが求められていると考えています。人口構造が変化する

中、国が一層注力して対処する必要があると考えています。

私は内科医です。高齢者や独居の方の受診が多く、早い段階からの受診や認知症への対応が求められていると思っています。そういった方たちの情報共有を行い、早期のステージから健康づくりにつなげていく取組ができるといいと思います。

<事務局：山川>

これまでの取組と方向性は同じですが、地域で福祉活動をされている方やまちづくり活動をされている方など、たくさんの人と出会える場を作ることで、交流しつながりを持つことができます。そこで困っている人の情報を吸い上げ、市の相談支援など然るべき機関につなぎ、人が人を気に掛けることのできるつながりづくりを推進したいと考えています。

子育てしやすい社会づくりについては、子育て世代同士の交流ができる居場所づくりや地域の人とのつながりづくりなど、ニーズを把握しながら取り組みたいと考えています。

<松木委員>

地域福祉計画はつかみどころがないと感じています。地域福祉は、自分たちで取り組んでいく仕組みづくりであると解釈しています。現状、地域での見守りや助け合いをしている人が限られてきています。また、市民意識調査の「地域活動や福祉活動をしたいか」という質問に対して、前回調査よりも活動したいと思わない人が大きく増えていることに落胆しています。高齢化が進展したことも、原因の一つであると思います。これから地域でどのように助け合い、支え合うかについて、全員が活動していく必要があると思っています。そうしないと、地域そのものが限界集落に近い状況になってしまうのではないかと思います。

第3次地域福祉計画で、何ができて何ができなかったのか、できなかった理由は何かが説明されていないと感じました。そういったことを深掘りすることで、今後の取るべき方向性が見えてくると思います。

地域活動への参加について、やりたい気持ちを多くの方が持っておられますが、きっかけがなく、一歩が踏み出せない状況にあると思います。そのきっかけをどのように見つけるか、もしくは背中を押すのが、地域福祉計画の本来の狙いだと思います。

また、この計画を読むことは難しいので、市民のみなさんにわかりやすく説明してほしいと思います。市民の方が、自身も参加してみようという気持ちになるように行政として努力してほしいと思います。

<佐々木会長>

1つ目と3つ目のご意見については同じ趣旨だと思いますので、少し保留させていただきます。2つ目のご意見の第3次地域福祉計画の結果の検証についてはいかがですか。

<事務局：山川>

地域福祉部会で第3次地域福祉計画の評価を行いました。まとめた表が資料1の84ページにあります。進めてきたこととして、情報技術の発達に伴うSNS等を活用した啓発、ひとり一役活動による参加機会の創出、企業や団体の集まる場としての「こえる場！」などがあり、第4次地域福祉計画でも取組を継続していきます。課題については記載の通りです。不十分な点も、今回の施策に盛り込んで取り組んでいく予定です。

<田原委員>

まず、小野委員の発言にもありました、この計画を一般市民にどのように伝えるかについて、冊子や概要版にして普及に努めることも一つの方法であると思いますが、短い動画での啓発や各地域における会議へ市の出前講座として出向くなど、言葉で伝える啓発もできると思います。こちらから出向いて言葉で伝えることで、現場の声を聞くことができます。

これまでの会議録を見ましたが、やさしい日本語を使用する旨の発言がありました。計画書には一般の方になじみのない言葉もあり、伝える工夫をする必要があるのではないかと感じます。

市の防災組織では自主防災リーダーの育成を、消費生活の分野では養成講座を経て消費生活サポーターの養成に力を入れており、各地域にリーダー格の人材を育成しようとしています。職員のための普及・啓発には限りがあり難しいので、それに近い取組が必要であると考えています。民生委員・児童委員や福祉推進委員など既存の人材もいますが、活動できる人材を増やしていく工夫を期待しています。

2点目は、マンションや集合住宅へのアプローチについてです。アプローチの方法を考えないと、自治会活動や地域活動が進みません。戸建てと集合住宅では大きく異なっている部分があり、今後の展開として工夫が必要だと思います。

3点目は、防災との連携についてです。市民意識調査の結果、市民活動への期待で、災害時に対する支援の項目が挙がっていました。また、災害時に対する支援はあらゆる世代からの期待がありました。地域福祉計画に取り入れてほしい事柄として、約70%の方が災害時の避難支援を求めており、次に防災や防犯などの地域活動と続いています。防災に関しては世代を限定せず、アプローチしやすい側面もあります。福祉と防災の連携について、今後の検討課題だと思います。

<佐々木会長>

松木委員と田原委員には、地域福祉にかかる啓蒙や参加の仕組みづくりを中心にご発言いただきました。のちほど、平野副会長よりコメントをいただきたいと思います。

<田中委員>

第4次地域福祉計画は様々な面をとらえており、分量が多くなっていると感じます。まとめてある当日資料を各家庭に配布し、福祉に関することを考える機会が提供できると良いと思います。一つ一つの言葉は難しいことも多いですが、これをやさしい日本語に変換することも難しいと思います。一定程度の難しい記載は仕方のないことだと思います。

<安達委員>

第4次地域福祉計画の策定に、社会福祉協議会の職員も携わっています。行政の施策は制度福祉的な内容で、具体的には社会福祉協議会が中心となり取り組んでいく認識でいます。新たな課題として、ダブルケア、独居の高齢者、8050問題、引きこもり、ヤングケアラーなどが出てきていますが、誰一人取り残さないという気持ちで職員は取り組んでいます。

地域福祉に携わる民間法人の一つとして活動しておりますが、社会福祉協議会の背景には地域住民がいます。いかに地域住民の方に信頼されるかを考え、施策に取り組んでいきたいと思っています。

また、地域づくり支援では、担い手不足についても視野に入れて活動することで、地域住民が求めるまちづくりにつながっていくのではないかと考えています。そういった事柄も意識し、社会福祉協議会として取り組んでいきたいと思っています。

<東郷委員>

当日資料は非常にわかりやすいと感じています。民生委員・児童委員の立場から、災害時における記載について、緊急・災害時要援護者台帳や要配慮者名簿の名称が出てきますが、みなさんがどの程度理解しているのか気になっています。民生委員・児童委員にとっては日ごろの見守りから災害時の見守りにまで活用される非常に大切な資料です。守秘義務を遵守しつつ、担当地域の見守り活動に取り組んでいます。用語の説明の中に、緊急・災害時要援護者台帳や要配慮者名簿を記載していただくことで、わかりやすくなると思います。

また、子どもに関する取組についてももう少し記載があればいいのではないかと考えています。

<事務局：山川>

用語の解説は加えて参ります。また、子どもに関する取組についてですが、今までもご意見があり、可能な範囲で施策に組み込んでおりますのでご理解いただければと思います。

<杉田委員>

東郷委員の発言にあった緊急・災害時要援護者台帳について、知的障がいのある方は特に知られたくないという思いから、提出を拒否される方が多いです。そのため、これは災害など有事の際に支援してもらうためであり、プライバシーが侵される心配はないことを、より丁寧な説明で、緊急・災害時要援護者台帳が当事者たちに信頼される工夫をする必要があると思っています。

このシステムを整備した市が、個人情報の使用目的や使用方法、緊急・災害時要援護者台帳の運用方法をより明確に示し、伝える工夫も加えて安心したシステムにする必要があると感じています。また、緊急・災害時要援護者台帳のシステムに加えて、居場所の問題も以前からの問題として捉えていますので、解決に向けて取り組めればと思います。

話は変わりますが、私は地域福祉アクションプログラム推進協議会の中の「あしや発信局玉手箱プロジェクト」に所属しています。12月に落ち葉拾いをして、焼き芋をするというイベントを予定しています。この取組は若者の意見から生まれました。若者に求められることは、力仕事が多いと検討チームCの中で意見がありました。身体障がいの会の総会の片づけがいつも大変で、ある時芦屋大学の先生に依頼すると、近くに住んでいるサッカー部員が片づけを手伝ってくれて非常に助かりました。若い方の知恵や力を借りること、一緒に取り組むことが大切だと思います。

<佐々木委員>

要配慮者名簿については、非常に重要な観点であると思っています。行政の立場から何か意見があればお願いします。

<中山委員>

当初、個人情報を知られたくないといった意見があり、そのことを重視し、緊急時にのみ個人情報を開示するといった区分を作りました。これが日ごろから情報を開示できないという現在の課題であり、民生委員・児童委員や福祉推進委員の緊急時にのみ情報を開示とした区分の方の要配慮者名簿の受取り拒否にまでつながりました。現在、運用を見直しの検討をしています。緊急時に避難できない方は全て、平常時から民生委員・児童委員や福祉推進委員に情報を渡しておくという運用で話を進めています。以前はかなりの数の情報非開示の希望者がいましたが、現在は半分程度まで減っています。来年度も継続して取組を推進していきたいと考えています。実際、個別で丁寧に説明することで、理解いただけるケースが多くあります。特に、障がいに関わりのある所管課で丁寧な対応を実施しています。

<佐藤(徳)委員>

民生委員・児童委員を中心に要配慮者支援のご協力をいただいた際、地域の方に個人情報を提示していただくことのハードルが高いというご意見をいただきました。普段より民生委員・児童委員、福祉推進委員が訪問活動などを通じて積み重ねていただいている日常の関係の中であれば、情報開示のハードルは下がっていくと思っています。その部分に関して、第4次地域福祉計画にも記載はありますが、市は民生委員・児童委員等の日ごろからの関係性とうまくつなぐことが出来ていないと感じています。

他市の例ですが、要配慮者の支援について、担当範囲を向こう三軒両隣のみ限定し、自治会の中で班長方式を採用しています。これであれば、日常の付き合いが頻繁に発生するので情報開示のハードルが下がります。様々な工夫を重ねながら、できる限りの方に参加いただけるデザインを検討していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<佐々木会長>

より良くなる感じがします。期待したいと思います。

<辻原委員>

地域福祉計画が、以前より非常にわかりやすくなったと感じます。

昨今、高齢化社会になり、頻繁に認知症が叫ばれるようになりました。今後、「あの人は認知症だ」と指をさされない社会になると良いと思っています。認知症が特別視されることなく、一般的に理解されている状況で、お互いに支え合える社会になるといいと思います。

<納谷委員>

福祉の会議に参加し、初めて地域福祉計画を拝見しました。今までは興味もなく、あることも知りませんでした。私は自治会を運営していますが、行政のこういった文書を見ることはありません。行政の文書は興味のある方が見るので、一定程度の難しい言葉のある資料でもいいと感じています。優しくかみ砕いた概要版があり、読みやすくなるのであれば成果としていいのではないかと感じます。

芦屋市内に81の自治会があり、平均の加入率はおよそ66%です。高齢化が進むと、加入率はさらに減っていくと思います。多くのマンションの方は加入していません。市からチラシの配布依頼があれば、もちろん会員には配布しますが、非会員の方には配れません。

自治会の運営側も高齢化が進み、70歳以上の方が運営しています。若い方は面白くなく、働き盛りであり、昼間の会議は難しいといった理由で加入しません。また、勧誘をしても、なんの得がありますかと返事がきます。理由は損得です。役割が回ってくるのなら嫌だと言われます。自治会加入も絶対条件ではありませんので、加入しない方が大半です。運営側も高齢化し、加入率も低下します。自治会が大きな活動母体であり、今後も継続できるのかといった課題が多く自治会にあります。

また、集会所が減っている中で、活動の場がないという課題が出ています。昔は、小学校で運動会があると、地区対抗のイベントがありました。それに向けて地域で準備し、仮装行列など様々なイベントがあり、住民のみんなが集まる機会がありました。

現状、小学校には入れません。小学校での運動会は近所からクレームが出るような時代です。たとえ仕組みを上手に作ったとしても、それを生かす場がないのではないかと感じています。仕組み化されることが、かえってまずいのではないかと感じます。

一番困っていることが、損得で評価されることです。要配慮者名簿も、当初は受け取りを断りました。制度が開始して5年以上経過していますが、名簿を受け取っているのは33の自治会であり、残りの48の自治会は受け取っていません。民生委員・児童委員がフォローアップした台帳をもとに、行政が作成した名簿の受け取りを依頼されました。自治会からすると過大な内容で、知ったがために付き合いづらくなることもあります。自治会は、向こう三軒両隣のお隣さんと顔を合わせましょう、声をかけましょうといった関係を進めていくことが役割ではないかと思っています。

難しいことを下ろしていくと、みんな拒否すると思います。まちづくりの原点であるお隣さんの顔が見える、声が聞けるまちにしようということを推進することが必要であると感じています。小さなこと、興味のあること、やって楽しいこと、そういった芽を育てていきましょう。大事なことは一回限りではなく、継続することです。その中から、指導者を育て、会話から困りごとを拾い、福祉につなげていく本来の福祉を推進していくことが大切です。

<佐々木会長>

地域福祉に関わる根幹に触れていただきました。のちほど、平野副会長にまとめていただきたいと思います。

<谷委員>

私は権利擁護支援に携わっています。26ページ、現状の部分の3行目で触れています。また、3ページの2段落目にあるように、成年後見の支援を進めるだけでなく、権利擁護全体を進めていくという意味です。ここでの権利は自分らしく暮らすという意味で、シンプルな意味です。人権と混同されがちですが、その人らしく暮らすという理念のもとに促進しています。権利擁護は非常に硬い表現になるので、その点課題として捉えています。26ページ

では、成年後見制度は権利擁護支援を推進するためのツールの一つであると、意見を整理して反映いただいていますので、ありがたいと思っています

人材育成については、27ページの②権利擁護支援者養成研修で、用語説明の86ページにも記載があります。これは平成23年度から、地域の権利擁護支援の担い手を養成する事業を実施しています。現在、70名程度の方にご登録いただいています。活動の担い手の拡充と地域での実際の活動の充実を積極的に推進したいと思います。

最近の相談内容として、身寄りのない方の相談が多く、今後も増えていくと思います。そのような方たちをどのように支援していくか、法律の専門職などと連携を進めていくことを権利擁護支援センターが中心となって体制整備を拡充、推進したいと思います。

<佐々木会長>

重層的支援体制整備事業の中で中核となっていますので、ぜひともいい形で推進いただければと思います。

<桑田委員>

商工会の商売人の立場で、社会福祉や地域福祉と言われても当初ピンときませんでした。芦屋市内の事業所はおよそ1,000件程度で、一緒に専門的、主体的に活動することは難しいですが、拠点となることや情報などを発信することはできます。計画策定をしていることや地域活動をしていることを知って、伝える立場として活動できます。弁護士などの専門職も商工会に在籍していますので、専門性を生かして地域福祉やまちづくりに協力できることが強みだと思います。

計画は、協議されたことが見えるいい計画に仕上がっていると思います。できることを少しずつ行い、我が事として捉えていくことができる店舗や人が増えれば結果的に芦屋市の福祉が充実していくと思います。

<佐々木会長>

連携・協働していく中で、一緒に取り組む仲間になりますので、よろしくお願いします。

<橋野委員>

この計画は理念計画で、「BE（目的・目標）」の部分であると思います。特定非営利活動法人あしやNPOセンターは、市民活動を応援する民間団体として、「DO（行動）」の部分で実施していくことが多くあります。相談、参加、まちづくりが重要であると記載にもありますが、参加は一回限りであることが多く、相談も後追いができていません。継続していくことのできるシステムが、この計画から生まれるといいと思います。

田原委員の発言にあったリーダーを育てることも「DO（行動）」の一つだと思います。小野委員が発言された小さい子どものいる親世代にも計画を知ってもらうことについては、子育て推進課の子育てアプリで情報発信をすることがいいのではないかと考えています。市が保有しているアプリやSNSなどで、会議をしていることやイベントなどの情報発信をすることも大事だと思います。計画もここからが大事だと思います。

<佐藤(ア)委員>

本日の説明を受けて、地域福祉の「ちいき」の力をあわせて、わたしたちの「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせをつくるという表現がわかりやすく良いと改めて感じました。計画の内容も説明を受けながら読むと理解できました。

概要版の完成を楽しみにしていますが、配布するだけでなく、読み合わせをするなど目を通してもらう工夫をすることで、浸透していくのではないかと思います。

地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動も、若者の意見から実現した落ち葉拾いと焼き芋の企画、若者とのスマホ講座、幼稚園児を巻き込んだ手話歌などの活動を進めています。第4次地域福祉計画においても継続したいと思います。

<佐々木会長>

地域福祉の根幹である、地域の住民に自分のこととして取り組み参加していただくきっかけづくりや仕組みづくりについて、平野副会長にまとめていただきたいと思います。

<平野副会長>

放送大学で地域福祉について8年間にわたり撮影をしたことがあります。地域福祉にはなにがあるかを伝えるために苦慮しました。全国でロケーションを行い、それぞれの地域福祉活動の場면을撮影し、放送大学で放映しました。松木委員がおっしゃったとおり、地域福祉計画はつかみどころがないというのはその通りです。しかし、計画はあいまいな地域福祉というものに何が含まれているかを知る素材になることは確かです。

当日資料の絵が地域福祉の全体を表しています。こういった形でプロット、地図にマーキングできたことは、一つの成果です。理想的なのは、それぞれの取組が書かれた箇所をクリックすると、具体的な取組例が出たり、どこまで到達しているかがわかったりする映像のようなものがあると一番いいと思います。この計画も、結果的に文章が多い印象です。今後、実施した結果、それぞれの領域でどのように成果として形になってきたのか、写真などでもいいので、芦屋の実績がわかるように示すことができるといいと思います。

地域福祉は、履歴が大事です。積み重ねが大事であり、高齢化したとしてもその地域の地域福祉は、何らかの形で残っていると思います。このことは地域の中に、地域福祉の履歴がどのようにあるのかを確認し合うしかないと思います。それをどのように引き伸ばすかは、今後のルール次第ということだと思います。

各施策にある現状の欄に到達点の記述が、計画書としては弱いと感じます。しかし、非常に多面的であり、ある事柄について深めていくと介護保険の計画などと重なることもあります。20施策の裏には芦屋の履歴があり、その履歴をどのように伸ばしていくかが、今後の課題だと思います。今までも啓発に取り組んできましたが、パンフレット等を配布したにとどまっています。啓発の方法についても多くの意見をいただいたので、計画や地域福祉の理解を促す長期的な工夫を凝らす意見を地域福祉部会として受け止める必要があると思います。

「こえる場！」などの活動が活発であった時期もありましたが、コロナ禍の影響で地域福祉活動が難しくなった時代的な背景もあります。そういった時代背景の中でも活動する必要があり、次の世代につなげていくことも芦屋市の大きな課題だと思います。芦屋のネームバリューが続いていくようなまちづくりに、地域福祉が貢献することも必要です。研究するだけでは、こういった実践の舞台では役に立たないと思っています。

ご意見をいただいている中で、放送大学で地域福祉を伝えることに苦心した経験が蘇ってきました。写真だけの掲載なら、お金をかけずに見せていくことも可能かと思います。クリックすると写真が見えるシステムまでは作る必要はないですが、委員のみなさんや社会福祉協議会にも協力いただき、写真で積みあがっていくように、芦屋の地域福祉のプロフィールが世代を超えて伝わっていくようにできるといいと思いました。

<佐々木会長>

ありがとうございました。今後の課題として啓蒙など、検討していくことが多くあると感じました。

イ その他

<事務局：山川>

計画策定に向けての今後のスケジュールを説明

<佐々木会長>

これで本日の社会福祉審議会を終わります。ありがとうございました。

以上